

LEC 社会保険労務士講座／テキスト・レジュメ訂正情報

## 一問一答過去問BOOK〈2025年度版〉

(2025年度合格目標 合格講座本論編/中上級講座ほか 教材)

(2024/10/23 現在)

2025年度合格目標 合格講座本論編や中上級講座等の自宅学習用教材である「2025年度版 一問一答過去問BOOK」におきまして以下の訂正箇所がございます。大変おそれいりますが、教材の訂正をお願いいたします。

※科目名の後の英数字は教材を区別するためのコードです。コードは教材裏表紙のバーコード下に記載しております。

---

・ 2024/10/23 更新分… p.1～4

---

## 【2024/10/23 更新分】

## 労働者災害補償保険法 (RU25802)

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
訂正	P81 No. 205 解答・解説	※下記に差し替え

205. × (法 16 条の 4 第 1 項) 労働者の死亡の時から引き続き所定の障害の状態にある子又は孫である場合は、18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了しても遺族補償年金の受給権は消滅しない。(P98)

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
訂正	P83 No. 206 解答・解説	※下記に差し替え

206. × (法 16 条の 4 第 1 項) 労働者の死亡の時から引き続き所定の障害の状態にある子又は孫である場合は、18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了しても遺族補償年金の受給権は消滅しない。(P98)

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
訂正	P83 No. 321 解答・解説	※下記に差し替え

321. × (平 3.2.1 基発 75 号) 海外派遣者として特別加入している者の災害業務上外の認定については、国内の労働者の場合に準ずることから、当該者に係る赴任途上及び帰任途上の災害であっても、保険給付が行われ得る。

(テキスト該当ページなし)

**【2024/10/23 更新分】****雇用保険法 (RU25802)**

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
訂正	P17 No. 38 解答・解説	※下記に差し替え

38. × (則7条3項、行政手引21452) 本肢の場合、事業主は、雇用保険被保険者離職証明書及び当該退職勧奨により離職したことを証明する書類だけでなく、「賃金台帳その他の離職の日前の賃金の額を証明することができる書類」を添えて、その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長に雇用保険被保険者資格喪失届を提出しなければならない(則7条1項、行政手引21452)。また、本肢の場合であっても、雇用保険被保険者資格喪失届を提出する際に当該被保険者(59歳未満の者に限る)が雇用保険被保険者離職票の交付を希望しないときは、雇用保険被保険者離職証明書を添えないことができる。

(テキスト該当ページなし)

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
訂正	P67 No. 194 解答・解説	※下記に差し替え

194. × (法37条2項、則63条) 傷病の認定は、原則として傷病手当の支給要件に該当する者が、職業に就くことができない理由がやんだ後における最初の基本手当を支給すべき日までに受けなければならない。(P83)

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
訂正	P67 No. 197 解答・解説	※下記に差し替え

197. × (法 37 条 8 項) 傷病手当に係る傷病の認定を受けた日について、健康保険法の傷病手当金の支給を受けることができる場合、「傷病手当は支給されない」。  
(P84)

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
訂正	P113 No. 320 解答・解説	※下記に差し替え

320. × (行政手引 50206 ほか) 本肢のとおりである。なお、本肢の場合、未支給給付請求者についても雇用保険審査官に対して審査請求をすることができる。  
(テキスト該当ページなし)

以上